

令和 6 年第 9 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 6 年 9 月 13 日(金) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 50 分 浜名区役所 3 階 大会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、足立侑律⑧、袴田博子⑨、島英雄⑩、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、伊藤安子㉒、高林美智代㉔

欠席委員 3 名

谷野哲生④、内山進吾⑪、鈴木要㉓

事務局職員 11 名

鈴木智久、齋藤和也、石川宗明、奥山英洋、河村幸一郎、縣弘之、吉山和志、内山忍、鈴木利枝、渡邊光二、佐々木朝飛

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 58 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 59 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 60 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 61 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 62 号議案 非農地証明について
- 第 63 号議案 農地利用集積計画の決定について

(2) 報告事項

- 報第 57 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 58 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 59 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について(5 条許可競売)
- 報第 61 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 62 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 63 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 64 号 農業用施設証明について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和6年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号4番谷野哲生委員、議席番号11番内山進吾委員、議席番号23番鈴木要委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 皆様改めまして、こんにちは。

本日は皆さん大変お忙しい中を、農業委員会総会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。先日のですね、台風10号によりまして、浜松で600ミリ降ったということでございます。降った割には、一週間降り続けたということでは、被害が少なかったのかな、と思っております。去年はですね、大雨、ゲリラ豪雨によりまして、それは1日半で、550ミリ降ったということで、被害がかなり出ました。うちの地区だけでも、40箇所の川が崩れたり、みかん畑の石垣が崩れたとか、たくさんありました。今回もですね清水の方では、石垣いちごの石垣が崩れたりとか、浸水したりとか、いろいろ被害がありますが、これからですね、9月、10月に入ると台風シーズンに入ります。農産物を本当にこれからは作りにくい35℃、40℃という気温の中で作物を今まで通り作ることができるのか、大変難しくなってきました。工夫しながら、高温にも対応できる品種に考えていかなければならないのではないのかな、と思っております。そうですね、今日はこの総会の終了後、XXXXXXXXXXにおきまして初の懇親会をやります。会議をやってもなかなか顔を覚えられないわけでありまして。今日やっという懇親会を開くことができましたので、この懇親会を通してですね、一人でも多くの人とですね、話をして名前を覚えていただき、雑談を交えて飲み食いするというので、次の会議からはですね、ガラッと雰囲気、間違いなく変わると思います。この懇親会を有意義な懇親会にさせていただきたいと思います。また、お願いなんです、先月の総会でも言いました、全国農業新聞の購読者数がまだまだ、自分の言い方が弱かったというのもあります。最終的には、農業委員、最適化推進委員そして調査員、浜松は全て全員購読してもらう、というところまで半年かけてもやっていきますので、みなさんご理解をよろしく願います。静岡で、この東海地方、農業新聞を購読しないと、東海版というものもなくなってしまうということがありますし、役を持っている人が購読しないとなかなか全国農業新聞を購読する人は少ないかと思っておりますので、農業委員また調査員までの役を持っている方は、良いこと本当に書いてありますし、またそれを他の人にも伝えるということもありますので、半強制的ではありますが購読をしていただきたいと思います。

そしてこれからですね、鈴木緑さんがですね、全国農業新聞を勧める部長をやっているいただきますので、また来月は農地利用最適化推進委員の中で購読していない方を「未購

読ですよ、お願いしますね」というようにお願いしていくかと思しますので、ぜひ協力をよろしくお願いします。

それでは、只今から、令和6年第9回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号7番鈴木満彦委員、議席番号8番足立侑律委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第58号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。第58号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「蒲」、整理番号284番外23件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が13件、贈与に係る案件が5件、遺贈に係る案件が1件、区分地上権に係る案件が5件でございます。また、新規の方は6件です。

それでは整理番号に○を付した案件について、ご説明いたします。

議案3ページ、地区「細江」、整理番号297番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]の[]、[]でございます。現在は[]地区を中心に9.5haほど温州ミカンを栽培しておりますが、この度、営農規模拡大を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の畑3筆で、現在は保全管理がされております。

許可後はレモンを作付けしていく計画で、将来的には周辺農地を含め営農型太陽光発電を検討しているとのことです。

説明は以上でございます。

議長 それでは事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員よりご説明をお願いします。

岡野 3条農地の案件が2件ありまして、その内1件がヒアリングの案件でした。新規就農取得の農地が1,522㎡と大きいですが、ヒアリングの結果、農地法の手続きは取っていませんでしたが、取得地とは別に、10年間に渡り、2反ほど耕作していた実績がありました。必要な農機具もそろっており、問題ないと思われます。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松島 中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて庄内地区調査会の中嶋委員をお願いします。

中嶋 庄内地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 新津・可美・江西地区調査会で審議しました。この[]さんという方は、玉葱の栽培

をどんどん広げておりまして、その他の野菜もですが、安定した営農をされているということで、これは特に問題ないということになりました。以上です。

議 長 続いて三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ないということであります。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議しました。その内で 305 番の営農型太陽光発電について、成長が順調にされていて、しかし、収穫が遅れているのではないかという指摘があり、確認をいたしましたところ、やっぱり収穫が遅れている、収穫作業ができていないということがわかりました。それで色々話を聞くと、収穫計画というか販売計画をもっていないということがわかりましたので、厳しく指導させていただいたところ、今日の段階で 10 月から、一本の木から 20 枝ずつ収穫をして、85 本あるので、合計で 1,700 本を 10 月に収穫するという計画が出てまいりましたので、承認をすることといたしました。以上でございます。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会でございますが、新規就農ということでしたので、聞き取り案件といたしました。市のあっせん事業によりまして、この集落に■■■■から移住してきたということで農地を購入して果樹と野菜を栽培したいということでございますけれども、まあ 5 年間は完璧になることはできないと、本人が申しております。けれども、熱心な方でございますので、問題なしということで結論が出ました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

袴 田 すいません。数字の話なんですけど、整理番号 286 の方と、4 ページの 306 の方が同じで、上の 305 の方と、287 の方が同じだと思うんですけど、譲受人の所の面積の所の数字が 4 ページの全部 0 になっちゃうんですけど、これは何か意味があるんでしょうか。

議 長 事務局お願いします。

吉 山 調整グループの吉山です。申し訳ありません。286 と 287 に数字が入っている、こちらの方が間違いです。今回区分地上権というような設定になりますので、今回の■■■■と■■■■につきましては耕作面積はないということになりますので、すべて 0 になります。申し訳ありません。

議 長 それではよろしいでしょうか。それでは質問も無いようですので採決に移ります。

第 58 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 59 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 5 ページをご覧ください。第 59 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 45 番外 7 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設が 1 件、自己用住宅関連が 3 件、貸し駐車場が 3 件、営農型太陽光が 1 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 2 件、第 3 種農地が 6 件でございます。

なお、是正案件は 45 番、46 番、50 番、52 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

議 長 入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会で審議した結果、特に問題ないというご報告を受けております。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満彦 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会にて審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ないというご報告を受けております。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、是正案件であったため、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で審議しました。問題ありません。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 天竜・龍山地区調査会で審議しましたが、是正案件のため、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手願います。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 59 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 60 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。第 60 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、一時転用の期間を延長する「目的変更」が 2 件でございます。

議案 7 ページから 8 ページ、地区「亀玉」、整理番号 9 番及び 10 番をお願いします。本事業は、土地所有者が異なるため、申請を 2 件に分けておりますが、同一事業者による事業計画でありますので、併せて説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である「XXXXXXXXXX」でございます。

申請に至った経緯でございますが、令和 6 年 5 月 16 日に農地法第 5 条許可を受け、浜松市河川工事のため、通路、資材置場及び駐車場として事業を実施してまいりましたが、雨天が続き、設置作業に遅れが生じたため、当初の一時転用の期間である 3 ヶ月間で終了することが困難となり、申請期間を 2 ヶ月間延長するものです。

申請地は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX に位置する農地です。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 60 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 61 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっています。

農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

代替地の検討としましては、日照量が確保でき、周辺農地への影響が少なく、3,000㎡前後の面積が確保できることを条件に検討しており、山林で分断され、周辺に営農地がほとんどない本申請地を選定しております。

本転用事業は、585Wの太陽光パネル432枚を設置し、発電能力が252.72kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地の周囲には土堰堤とフェンスを設置する計画であること、雨水排水は浸透性の高い防草シートを使用し、敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案17ページ、地区「中瀬」、整理番号588番をお願いします。

[REDACTED]の畑20筆18,892㎡について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED]に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、現在は保全管理されている部分と耕作放棄地の部分が混在しております。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5の安定勾配で掘削し、掘削面積12,792㎡、最大掘削深10m、総掘削量は77,056㎡を予定しております。

工事期間中は、最大5mの保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は土地所有者がキャベツを作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われる、許可相当であると考えます。

続きまして、議案17ページ、地区「亀玉」、整理番号590番をお願いします。

[REDACTED]の畑2筆、3,354㎡について、太陽光発電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED]に本店を置き、[REDACTED]を営む法人です。

近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を借受け、太陽光発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。

申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、農地区分につきまし

ては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

代替地の検討としましては、日照量が確保でき、土砂災害などの恐れが少ない平坦な土地で、3,000 m²から4,000 m²程度の面積を確保できることを条件に検討しており、近隣で太陽光発電施設の設置が進み、周辺農地への影響が軽微で、車両の通行が可能な道路に接続している本申請地を選定いたしました。

本転用事業は、555Wの太陽光パネル712枚を設置し、発電能力が395.16kWとなる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

雨水に関しては、透水性のある防草シートを使用した自然浸透に加え、申請地の周囲には土堰堤とフェンスを設置する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、中部電力との接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 545番ですが、[REDACTED]が砂利採取ということで、聞き取り案件ということで来ていただきました。2点私の方から調査会の方で確認のお願いをしたわけなんですけど、1点はやはりしっかりと良い畑に戻していただいて、しっかりと耕作ができるような形にさせていただくような研究をしながら戻していただきたいということをお願いいたしました。それともう1点は地主がキャベツを作るとということで営農計画書を書いてありましたが、調査会全員が信用はしていますが、ちょっとむずかしいかなということの問題視いたしましたら、今、法人で[REDACTED]の方でキャベツを作ってる方がいるということで、そこへ頼んで終了後は作っていただくように2年間の間に話をしていくということを書いてましたので、そういうことであれば安心して畑に復元した後やっていけるかなということで調査会も納得をいたしました。その他は問題はございませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員が欠席しておりますので私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題ありませんとの報告をいただいております。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東・花川地区調査会で審議しました。これ、ヒアリング案件でしたので、聞き取りしました。ここは進入路が狭いもんですから、いくら耕作放棄地とはいえ、地主に対して許可を取ってくださいとお願いを申し上げました。1点、その道が行き止まりなもんですから、その行き止まりな所を耕作者がいますので、その人には完全に確認を取って

やってくださいってことで。あともう1点、点検に来た時の駐車場が無いんですよね。それでは困るということを申しましたら、横の空き地を若干借りるというような話をしました。それは確認をとってます。以上です。別に問題はありません。

議 長 続いて庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 議案 551 番につきまして、地主の方の名義が譲受人の方に移っていなかったとのことで、速やかに変更するとの事で、審議した結果特に問題なく了承しました。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします

鈴木満彦 篠原・舞阪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 芳川・飯田地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員からお願いします。

袴 田 河輪・五島・白脇地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 新津・可美・江西地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 三方原地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんとの報告をいただいております。

議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 引佐地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

議 長 三ヶ日地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 議案 585 番、XXXXXXXXXXの駐車場の増設なんですが、接地面に排水溝が無いものですから、自然浸透の申請だったものですが、近年の大雨の傾向があるものですから、事務局の方から大雨の対策をどのようにするかということを忠告していただくようにしました。以上です。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 2 件のヒアリング案件がございましたので、内容については細かくは申しませんが、相当厳しく指導させていただいたということであります。条件を呑んでいただきましたので承認することといたします。以上です。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員からお願いします。

森 下 佐久間・水窪地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

足 立 はい。

議 長 はい。足立委員。

足立 585 番ですけれども、大雨対策取るようにということで、事務局の方に言ったのですが、どのような対策をとるような事になったんですかね。

議長 事務局お願いします。

石川 浜北グループ石川です。自然浸透だけですので、心配だということでその浸透方法につきまして、検討して行うようにと調査会の中で指導させていただきました。

足立 もうちょっと具体的に言ってくれる。説明を。

石川 すみません。お待たせしました。東西両方に道路についている土地でありまして、東側については出入りもなく土留めの壁もありますので東側の道路には出て行かないと。出入りについても西側の道路からということで、西側の反対側に水路があるんですけれども、道路をまたいで水路に流すのではなくて、敷地内の中でまず完結して浸透をちゃんとさせるように指導をさせていただきました。よろしいでしょうか。

足立 大雨対策ですよ。大雨対策が浸透というのはちょっとまずいのではないのでしょうか。浸透できますか、大雨対策。大雨対策を取るようにということで具体的にご指摘なさったもんですから。普通の場合は自然浸透で良いですよ。だけど大雨対策っていうのはどういう風に、もうちょっと具体的に。指導されたのか、ちょっと説明してください。

石川 度々で申し訳ないです。自然浸透だけということで事務局からは浸透桝とか、敷地内に側溝、排水溝などを設けていただくような検討をしてくださいという所で、もし大雨等が出て水が出てしまった場合それについてまた検討するというようなお話をいただいたと思います。

議長 足立委員よろしいでしょうか。

足立 私はあの、自然浸透っていうのを大変疑問持っておりまして、今、具体的に指摘したっていうものですから、興味あって質問させていただいたんですけれども。基本的にはですね、自然浸透は大雨対策にはなってないですよ。ですから、その大雨対策っていうのを取るように指摘したっていうもんですから、具体的にどういう風にやるっていうのを興味があって質問させてもらいました。なので、大雨が出たときに、それで、後になったらそのような対策を取るっていう、そういうことですか。

石川 そうです。こちらからはまず、先程申し上げたような集水桝等の検討をお願いしますという事だったんですが、今の段階では、最初からやるとは、というようなお話はいただいていたんですけれども、この後、大雨等が出て、対応しきれないというような時には、後になってからでも対応はしていただくというようなお話をいただいております。

足立 誰が確認するんですか。それは。

石川 事務局でもそうですし、利用者、事業者の方でも溢れるっていうことは確認できるかと思っております。

足立 もうちょっと突っ込んだ指導をこれからしていただきたいかと思えます。

石川 はい。わかりました。すみませんでした。

森島 会長。

議長 はい。森島委員。

森島 今、足立さんのご指摘は、もっともだという風に私も思います。いろんな所でそうい

う矛盾ていうのは、ある。例えば、調整池と駐車場を兼ねても良いよとか。あるいは緑地帯と駐車場を兼ねても良いよとかいうような事になっているわけですよ。それはやっぱり我々自身もそういう所で矛盾感じるんだけれど。これ、都市計画法だと僕は思う。都市計画法だったり、あるいは建築、土木の関係の法律。その法律で許可されている部分について、農地法を管轄する農業委員会サイドから異議を申し立てるっていうのは極めて難しい議論になるのではないかという風に感じるわけです。で、そのこの所は、この議論で完結する議論ではなくて、法体系も来月かな、弁護士さんをお招きして勉強会やるという事になっているという風に考えておりますが。そういう議論だ、という風に思います。ちょっと私の認識間違っていたら事務局訂正してください。

局長 事務局長鈴木です。ありがとうございます。森島委員のおっしゃるとおり、農地法だけの審査でいうと、そういった雨水対策、例えば雨水が隣接の農地に影響あるだとか、やっぱり営農上の問題があるかというようなそういった視点での審査になります。雨水がどうかというと都市計画法の開発の中で開発基準であったりするのがあります。ただ、駐車場の場合は、都市計画法、開発行為にあたらないというか、細かい所がありますけれど、基本的には都市計画法で雨水調整とか、土地利用とかそういった所でやる感じの所でございます。足立委員もおっしゃる通り、ただ何も、指をくわえてだけでなく、指導、お願いといった範囲ではできるだけそういう所も配慮してください、ということと言えるかなと思っています。すみません。よろしくお願いします。

森島 会長。

議長 はい。森島委員。

森島 足立さんの問題意識を「黙っている」言っているわけではないので、その問題意識はとても大事な問題意識だという風に思います。ただ、他法令との関わりの中でそういう難しさがあるという事だけ申し上げました。以上です。

議長 足立委員よろしいでしょうか。

足立 はい。

議長 貴重な意見ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

議長 それでは、ご質問等もないようですので、第 61 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議無いものと認め、承認することといたします。

次に、第 62 号議案「非農地証明について」を上程いたします。

事務局から、説明をお願いします。

齋藤 それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 62 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします

石川 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 19 番外 3 件でございます。

地区「三ヶ日」、整理番号 19 番の申請地は昭和 44 年に農業用倉庫が建築され、宅地利用されているものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 20 番の申請地は耕作困難のため、昭和 50 年に植林された

ものです。

地区「天竜」、整理番号 21 番の申請地は耕作困難のため、昭和 35 年に植林されたものです。

地区「水窪」、整理番号 22 番の申請地は昭和 39 年に店舗兼住宅、車庫、倉庫等が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 62 号議案「非農地証明について」は、
原案通り承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、第 62 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 56 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

鈴木利枝 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 6 年度第 6 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。

公告予定は令和 6 年 9 月 20 日となります。

2 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。
合計 296 筆、231,751.91 m²の内訳でございます。

今月は、和田地区での 2 筆をはじめとして、計 30 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。

1 ページから 31 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、33 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

5 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[] さんです。
[] の [] さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。
[] 外 1 筆の畑、計 1,232 m²を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、12 ページの 43 番から 53 番をご覧ください。[] さんです。
[] として農業に携わっていましたが、地元茶業を担う若手が非常に少なく
なり、茶工場の維持も難しくなってきたことから就農を決意し、今回の申請に至りました。
[] 外 10 筆の畑、合計 9,841 m²を借り受け、茶、栗の栽培を予定
しております。

次に、9 ページから 11 ページ、19 ページから 27 ページの 1 番、29 ページの 1 番、31
ページの 1 番から 4 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に

対する利用権設定が 119 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今月は法改正後の制度である農用地利用集積等促進計画の案件はございません。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。

(意見無し)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見無し)

議 長 では、私の方から 1 点、前回の総会で言いましたが、各農協、三ヶ日農協、遠州中央、とびあのトップと会長、副会長、幹事長と 3 人でトップの人と挨拶してきたと言いましたが、今回はですね、浜松市議の議長を始め各会派、自民党、公明党、共産党、創造浜松等々全部の会派に挨拶に行き、農業委員としてお願いをしてきました。そのことについてですね、副会長の水崎委員からその時の感想を伝えていただきたいと思います。

局 長 すみません。一旦この議案、63 号議案を一旦締めてからお願いできますでしょうか。

議 長 それでは、ご質問も無いようですので、第 63 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 57 号から第 64 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 23 ページをご覧ください。報告事項につきましては一覧のとおりでございます。今月新たに出てきたものについて説明させていただきます。

縣 (報第 60 号について説明)

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

その他としまして、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします、ということで先ほどの件につきまして報告をお願いします。

水 崎 ・農業委員三役と、各農協理事長、浜松市議会議長と、各会派との会談について

森 島 ・上記会談についての感想

議 長 ありがとうございます。皆さんの方でも、問題提起、情報提供というようなことがありましたらお願いいたします。

袴 田 ・3 条申請で取り下げが行われた件について

岡 野 ・毎月の地区調査会での取り組みについて

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 ・台風 10 号の被害状況について

- 齋 藤
- ・ 農業会議情報について
 - ・ 令和 6 年度西部農業委員会協議会先進地視察研修
日時 令和 6 年 10 月 10 日(木)
場所 愛知県田原市役所 道の駅田原めっくんはうす
 - ・ 令和 6 年第 10 回農業委員会総会
日時 令和 6 年 10 月 15 日(火) 午後 2 時 00 分から
場所 浜松市役所 本館 8 階 全員協議会室
終了後 庁内弁護士による法務研修会予定
 - ・ 懇親会案内

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間にわたり、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 9 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 4 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員